「2021 年度農福連携人材育成研修及び農業体験業務」委託仕様書

1 業務の目的

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて農業経営体の発展や障害者の自信と生きがいの創出、社会参画を実現する取組である。

農業者の高齢化や担い手不足といった問題を有する農業・農村において、農福連携は 農作業に従事する者の確保や農村地域の活性化につながり、福祉分野においても、障害 者の働く場の確保、障害者の賃金・工賃向上や地域との交流促進などに資する取組とし て期待されている。

そこで、本業務では、農福連携に対する理解促進と取り組む人材の確保に向け、農福連携セミナーの開催や「愛知県版農業ジョブコーチ」の養成、特別支援学校での農作業体験を行う。

2 業務の内容

(1) 農福連携セミナーの開催

農福連携に対する理解の促進を図るため、先進事例や国等の施策の紹介、農福連携に取り組む際に必要な知識の習得などを目的に、農業者や農業関係団体職員、福祉関係者、市町村職員などを対象者とするセミナーを開催する。

ア内容

初めて農福連携を学ぶ者にも理解できる基礎的な事項を中心に、最新事例や優良 事例などの具体性の高い内容を盛り込むこととし、農福連携に対する関心や実践に 向けた機運の高まりが期待できるセミナーとすること。

[内容例]

- ・農福連携の意義や課題について
- ・○○農園が取り組む農福連携について
- ・△△市における農福連携推進施策について
- ・株式会社□□が提案する農福連携支援サービスについて

など

イ 参集範囲

農業者、農業団体職員、福祉事業所職員、福祉関係団体職員、市町村職員など、農福連携に関心のある者を広く対象とする。

ウ実施回数・規模

〔回数〕1回

〔規模〕80人程度

〔場所〕県が指定する会場

(2) 愛知県版農業ジョブコーチの養成

農業と福祉に関する実務的な知見を有し、農福連携の現場において活躍する人材を 確保するため、国が認定を進める「農福連携技術支援者」の愛知県版となる人材(= 愛知県版農業ジョブコーチ)を養成する。

ア内容

農業ジョブコーチとしての役割を果たすために必要な、障害者福祉、農業経営、 農作業実技などに関する知識をバランスよく研修できる3日間のスケジュールを作成し、養成研修を実施すること。なお、カリキュラムは国の「農福連携技術支援者」 育成研修を参考に検討すること。

イ 参集範囲

農福連携セミナーの参集範囲に準じ、農福連携のコーディネートや農作業の現場での活動を志す者を幅広く対象とする。

ウ 実施回数・規模

〔回数〕2回(1回3日間の研修)

〔規模〕各回20人程度

[場所] 県が指定する会場(県立農業大学校を想定)

(3) 特別支援学校の生徒を対象とした農作業体験

特別支援学校の学生に農作業について理解を深めてもらい、働く場としての農業に 関心を持ってもらうため、特別支援学校へ出前授業を行い、農業の基礎についての講 義や農作業体験を実施する。

ア内容

県が指定する特別支援学校において、当該校の教諭と綿密な打ち合わせを行いながら出前授業の内容を決定するとともに、学校側の意向に沿った授業を適切に実施できる講師を派遣し、講義や農作業体験を行うこと。

〔出前授業の内容例〕

- ・農作業の映像資料による就労現場の紹介
- ・野菜苗や花苗のプランター等への定植

など

イ 実施校

- 瀬戸つばき特別支援学校愛知県瀬戸市南山口町 474 番地
- ・大府もちのき特別支援学校 大府市森岡町7丁目427番地

(4) 上記業務を実施するにあたっての留意事項

- ・(1)~(3)の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打ち合わせを行い、 県の指示を踏まえながら業務を遂行すること。
- ・(1)の農福連携セミナーの受講を通じて農福連携関心を持った者が(2)の愛知県版農業ジョブコーチの養成研修受講へと円滑に移行できるよう、(1)の業務は(2)の業務よりも先に実施し、内容の重複を避ける等、セミナーと養成研修の両方を受講する者に配慮した内容とすること。
- ・(1)~(3)の業務において、セミナー等の実施後に受講者を対象としたアンケー ト調査を実施すること。アンケートは、業務の効果測定や今後の施策の参考となる

情報の収集が可能となる内容とし、結果を委託業務実績報告書にまとめること。

- ・(1)~(3)の業務において、受講者からセミナー等の内容について問い合わせが あった場合はフォローアップ相談等の対応を行うこと。
- ・(1)~(3)の業務において、外部講師への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、 適切かつ遅滞なく執行すること。

4 対象となる主な経費

- ・研修等実施費(講師謝金、講師旅費、材料代、衛生管理消耗品など)
- ・資料作成費 (テキスト・資料印刷費、アンケート実施費、報告書作成など)
- ・管理運営費(人件費、旅費、通信・郵送費、開催案内印刷費など)
- ・ その他事業実施に係る諸経費

5 対象とならない経費

次の経費は、業務の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- ・業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- ・拠点となる事務所の借上経費
- ・委託対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額

【交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第1088号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額】

・その他業務を実施する上で必要とは認められない経費及び業務の実施に要した経費 であることを証明できない経費

6 完了報告

(1) 提出書類等

全ての業務の終了後、委託業務の完了報告を提出すること。

〔完了報告に係る提出書類等〕

- 委託業務完了報告書(契約書別添様式第1号)
- ・委託業務実績報告書 ※様式任意。県と事前に内容を調整の上作成すること。
- ・業務の実施に際し作成した資料類一式
- ・電子データー式 (写真、図表、数表などを含む、業務に係る全てのデータ)
- (2) 提出場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課教育グループ

(3) 提出期限 契約期間内に提出すること

7 その他

- (1) 県と受託者の間で業務の実施に必要な打合せを随時行うので出席すること。
- (2) 本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本事業の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはで

- きないものとする。
- (3) 受託者は、本事業を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本事業の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (4)人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、 算定すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が 生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に 従うこと。
- (6) 本事業は国の交付金を活用した事業であり会計検査院の実地検査等の対象となることがある。本事業に係る書類については2027年3月末まで保管し、実地検査等の受験時は県に協力すること。
- (7) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な措置を講じること。なお、当該感染症の影響により予定する事業の実施が困難と 見込まれた場合は、速やかに県に報告し、指示を仰ぐこと。